中華人民共和国 国家知識産権局特許管理司 御中

> 日本機械輸出組合 知的財産権問題専門委員会 委員長 外川 英明

「特許権侵害判定基準及び特許詐称行為認定基準ガイドライン(意見募集稿)」 についての意見

日本機械輸出組合(Japan Machinery Center for Trade and Investment)は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業、商社、及びエンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業 251 社です。

当組合の知的財産権問題専門委員会では、主に日本と外国、特に貴国の知的財産権制度の検討を行っており、貴国の特許権侵害判定基準及び特許詐称行為認定基準ガイドラインについては強い関心を持っております。この度パブリックコメントを募集されている同意見募集稿について、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

まず、本ガイドライン全体についての意見ですが、特許権侵害等の判定は、法律と技術の両面において非常に複雑な作業であり、専利業務管理部門が適正に権利範囲を確定することには困難があると考えられ、職権主義に基づく行政処分にはなじまないと思われます。むしろ、当事者主義対審構造をとる訴訟において裁判官が専門的見地から判断を下す司法判断に委ねるべきと考えます。また、法理論的に見解の対立のあるさまざまな論点につき、本ガイドラインのように詳細な内容を事細かに確定的に記載することは、必ずしも望ましいものではないと思われます。したがって、本ガイドラインは正式に制定することはせず、もし知的財産権局内部の職員の教育のために必要ということであれば、せいぜい参考資料として職員に配布して閲読させるにとどめるべきと考えます。

当組合の基本的な意見は以上のとおりですが、もし本ガイドラインを制定するとした 場合の意見について、下表のとおり記載いたします。

項番号	修正提案	修正理由
第一編	<選択発明及び間接侵害>	
第1章	選択発明及び間接侵害についても規	選択発明及び間接侵害については規

第2節	定することも考えられる。	定が見当たらないため。
5.		
第一編	<均等論の適用>	
第 2 章	均等論に関する判断については、行	実務上、均等論の適用及び判断は非
第 2 節	政機関では扱わず、特許訴訟におけ	常に難しく、個別案件ごとに総合的
4.	る法院の判断に委ねるべきである。	な判断が必要である。本ガイドライ
		ンで一律的な規定をした場合、行政
		執行の実務に支障をもたらす可能性
		も考えられる。
第一編	<禁反言の適用>	
第 2 章	5.1.2.2 を削除していただきたい。	(1) 行政部門である専利業務管理部
第 5 節		門が、被疑侵害者自らが提起してい
5.1.2.2		ないことを自発的に職権により主張
		することは、民法通則に定める「自
		らの意思尊重」(中国語:自愿・公平)
		の原則に反しており適切ではなく、
		 また、「公平」の原則も損なう恐れが
		ある。
		(2) 禁反言の原則を適用した上での
		 権利範囲の確定は、法律と技術の両
		面において非常に複雑な作業であ
		り、専利業務管理部門が適正に権利
		 範囲を確定することは困難であり、
		 司法機関の判断に委ねるべきであ
		る。
第二編	<色彩の限度と意匠専利権の保護範	
第 1 章	囲>	
第 2 節	「例えば、権利侵害で訴えられた意	「色彩の限定によって、保護範囲を
2.2	匠が専利意匠と形状、図案において	小さくするとは限らない。」との基準
	類似を構成していないが、その色彩	は妥当であるが、例示は妥当でない
	の組合せが非常に類似することで、	と考える。「形状と図案が類似を構成
	二者の全体的視覚効果が類似し、権	していない」ことが前提とすると、
	利侵害で訴えられた製品が意匠専利	商標法で保護する識別力を有する色
	の保護範囲に含まれる。」という例示	彩の組み合わせとの混同が生じるだ
	部を削除するか、又は、「色彩の組み	けでなく、識別力を要求されない意
	合わせのみでは保護範囲に含まれな	匠の保護の方が、強力になりすぎる
	い。」と解釈できる例示に変更してい	懸念がある。「第4節1.4 全体観
	ただきたい。	察・総合判断」に基づき、「色彩の組
		み合わせのみが類似することをもっ
L		

		て保護範囲に含まれない」と考える
		べきである。
第三編	<専利権の効力が消滅した後の専利	
第1章	標識の標記の変更>	
第3節	以下のように下線部を追記していた	専利権の効力が消滅した後ただちに
4.	だきたい。	専利標識の表記を変更しなければな
	「規定に適う専利標識表記行為は、	らないのは製造事業者にとって過大
	時間的には専利権が付与された後か	な負担となる。特に、無効宣告の決
	ら専利権の効力が消滅する前 <u>、又は</u>	定があった場合は、表記変更のため
	専利権の効力が消滅した時点から所	に相当の時間的猶予が必要である。
	定期間(例えば6か月)が経過する	
	までの間に発生したものでなければ	
	ならない。これに対応し、専利標識	
	表記行為は、専利権が付与される前	
	又は専利権の効力が消滅 <u>した時点か</u>	
	ら所定期間(例えば6か月)が経過	
	した後に発生した場合、いずれも専	
	利詐称行為を構成する。」	